

認 定 書

国住指第 2237 号
平成 25 年 11 月 1 日

旭化成建材株式会社
代表取締役 前田 富弘 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PC030BE-3006
2. 認定をした構造方法等の名称
軽量気泡コンクリートパネル・セメント板表張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名：
軽量気泡コンクリートパネル・セメント板表張／木製軸組造外壁

2. 申請仕様の寸法：
申請仕様の寸法を表1に示す。

表1 申請仕様の寸法

項目	申請仕様
壁の高さ	構造計算等によって構造安全性が確かめられた寸法
壁の厚さ	143mm以上
柱・間柱間隔	500mm以下

3. 申請仕様の主構成材料：
申請仕様の主構成材料を表2に示す。

表2 申請仕様の主構成材料

項目	申請仕様										
柱(荷重支持部材)	材料：日本農林規格に適合する構造用製材又は構造用集成材 断面寸法：105×105mm以上										
間柱	材料：日本農林規格に適合する針葉樹の造作用製材又は下地用製材 断面寸法：27×105mm以上										
外装材	<p>材料：軽量気泡コンクリートパネル 構成：(1)及び(2)</p> <p>(1)軽量気泡コンクリート 化学成分(質量%)：</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>酸化カルシウム</td> <td>20～50</td> </tr> <tr> <td>二酸化珪素</td> <td>30～65</td> </tr> <tr> <td>酸化アルミニウム</td> <td>1～5</td> </tr> <tr> <td>酸化鉄</td> <td>0.5～5</td> </tr> <tr> <td>イオウ酸化物</td> <td>1～5</td> </tr> </table> <p>原料中に含有する微量成分(酸化マンガン、酸化カリウム等) 0.5～5 強熱減量成分(水、二酸化炭素等) 5～20 密度：①、②又は③ ①350(±40)kg/m³ ②400(±40)kg/m³ ③500(±50)kg/m³</p> <p>(2)補強材 材料：①及び② ①メタルラス 材質：冷間圧延鋼板及び鋼帯(JIS G 3141) 厚さ：0.8mm以上 単位面積質量：650(±65)～1100(±110)g/m² ②防錆材 単位面積質量： メタルラスの単位面積質量650(±65)～750(±75)g/m²未満の場合 ；150(±30)g/m²以下 メタルラスの単位面積質量750(±75)～1100(±110)g/m²以下の場合 ；200(±40)g/m²以下</p>	酸化カルシウム	20～50	二酸化珪素	30～65	酸化アルミニウム	1～5	酸化鉄	0.5～5	イオウ酸化物	1～5
酸化カルシウム	20～50										
二酸化珪素	30～65										
酸化アルミニウム	1～5										
酸化鉄	0.5～5										
イオウ酸化物	1～5										

つづく

つづき

外装材	形状： 1)外形寸法 厚さ：35(±2)～50(±2)mm 幅：600(±4)～606(±4)mm 長さ：910(±5)～2000(±5)mm 2)断面形状 平板又はエンボス板 3)容積欠損率：7.6(±1.0)%以下(裏面からの厚さ35mm以下の部分) 張り方：縦張
断熱材	仕様：なし
構造用面材	材料：①～⑥の一
セメント板	①硬質木片セメント板(JIS A 5404) 厚さ：12～25mm ②パルプセメント板(JIS A 5414) 厚さ：6～8mm ③フレキシブル板(JIS A 5430) 厚さ：3～8mm ④けい酸カルシウム板(JIS A 5430) 厚さ：8～30mm ⑤両面アクリル系樹脂塗装／パルプ・けい酸質混入セメント板 (国土交通大臣認定準不燃材料：QM-0457) 厚さ：9mm以上 ⑥パルプ混入けい酸カルシウム板(国土交通大臣認定不燃材料：NM-0656) 厚さ：9mm以上

4. 申請仕様の副構成材料：

申請仕様の副構成材料を表3に示す。

表3 申請仕様の副構成材料

項目	申請仕様
<p>胴縁</p>	<p>材料：①、②又は③ ①日本農林規格に適合する針葉樹の下地用製材又は下地用集成材 ②日本農林規格に適合する針葉樹の造作用製材 ③日本農林規格に適合する普通合板又は構造用合板 取付間隔：500mm以下 取付仕様：(1)又は(2) (1)取付仕様1 断面寸法：厚さ12mm以上、幅45mm以上 (2)取付仕様2 断面寸法：厚さ12～18mm、幅45mm以上 柱・間柱の切り欠き深さ：18mm以下</p>
<p>防水紙</p>	<p>材料：①、②又は③ ①アスファルトフェルト(JIS A 6005) 単位質量面積の呼び：430以下 ②透湿防水シート(JIS A 6111) 材質：1)、2)又は3) 1)ポリエチレン 2)ポリエステル 3)ポリプロピレン 厚さ：0.4mm以下、 単位面積質量：100g/m²以下 ③なし</p>
<p>外装材用目地処理材</p>	<p>材料：建築用シーリング材(JIS A 5758) 材質：1)～7)の一 1)アクリル系樹脂 2)ポリウレタン系樹脂 3)アクリルウレタン系樹脂 4)ポリイソブチレン系樹脂 5)ポリサルファイド系樹脂 6)シリコン系樹脂 7)変性シリコン系樹脂 使用量：50(±5)g/m以上</p>
<p>外装材用留付材部補修材</p>	<p>材料：①又は② ①アクリル樹脂系補修材 ②セメント系補修材 使用量：3(±0.3)g/1箇所以下</p>
<p>留付材</p>	<p>外装材用 材料：木ねじ 材質：1)又は2) 1)冷間圧造用炭素鋼(JIS G 3507-2) 2)冷間圧造用ステンレス鋼線(JIS G 4315) 寸法：胴部径φ3.9×長さ40mm以上 留付間隔： 短辺方向 胴縁上に中央1箇所以上 長辺方向 1000mmを超え2000mm以下の場合；胴縁上に500mm以下(両端部を除く) 910mm以上1000mm以下の場合；胴縁上に中央1箇所以上</p>

つづく

つづき

<p>留付材</p>	<p>構造用面材用 材料：①～⑥の一 ①鉄丸くぎ(JIS A 5508) 寸法：N32以上 ②太め鉄丸くぎ(JIS A 5508) 寸法：CN32以上 ③シージングボード用くぎ(JIS A 5508) 寸法：SN32以上 ④せっこうボード用くぎ(JIS A 5508) 寸法：GN32以上 ⑤リングくぎ、スクリューくぎ又ははくぎ 材質：1)又は2) 1)冷間圧造用炭素鋼(JIS G 3507-2) 2)冷間圧造用ステンレス鋼線(JIS G 4315) 寸法：胴部径φ1.9×長さ32mm以上 ⑥木ねじ又はタッピングねじ 材質：1)又は2) 1)冷間圧造用炭素鋼(JIS G 3507-2) 2)冷間圧造用ステンレス鋼線(JIS G 4315) 寸法：胴部径φ1.9×長さ25mm以上 留付間隔：周辺部200mm以下、中間部300mm以下</p>
	<p>胴縁用 材料：①、②又は③ ①鉄丸くぎ(JIS A 5508) 寸法：N32以上 ②くぎ 材質：1)又は2) 1)冷間圧造用炭素鋼(JIS G 3507-2) 2)冷間圧造用ステンレス鋼線(JIS G 4315) 寸法：胴部径φ1.9×長さ32mm以上 ③木ねじ又はタッピングねじ 材質：1)又は2) 1)冷間圧造用炭素鋼(JIS G 3507-2) 2)冷間圧造用ステンレス鋼線(JIS G 4315) 寸法：胴部径φ1.9×長さ25mm以上 留付間隔：500mm以下</p>
	<p>防水紙用(防水紙を用いる場合) 材料：工業用ステーブル(JIS A 5556) 材質：1)又は2) 1)ステンレス鋼線(JIS G 4309) 2)鉄線(JIS G 3532) 寸法：内幅10mm以上、足の長さ6mm以上 留付間隔：縦500mm以下、横500mm以下</p>

5. 申請仕様の構造説明図：
 申請仕様の構造説明図を図1～図5に示す。

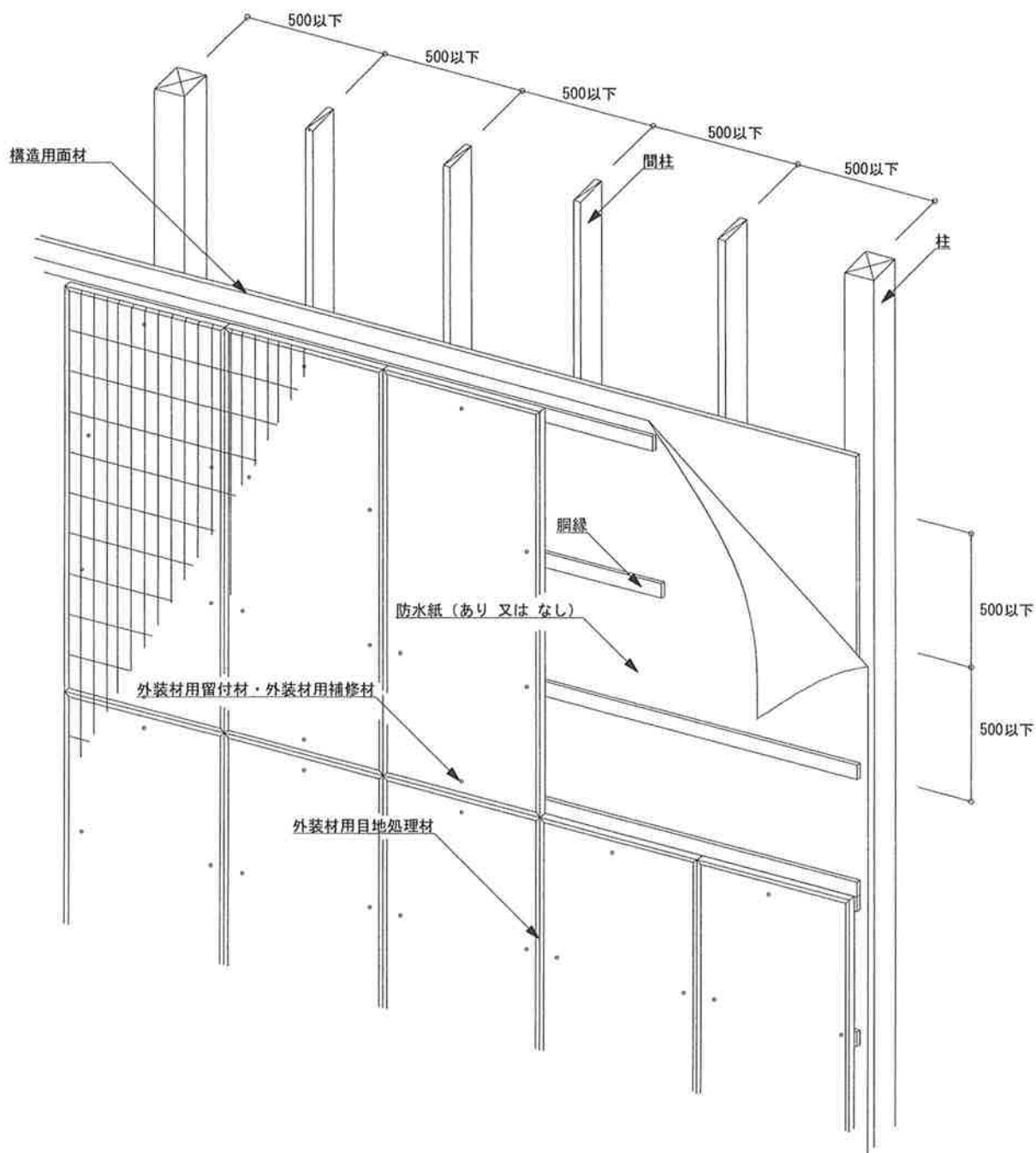


図1 構造説明図 (透視図・胴縁取付仕様1・構造用面材あり・断熱材なし)

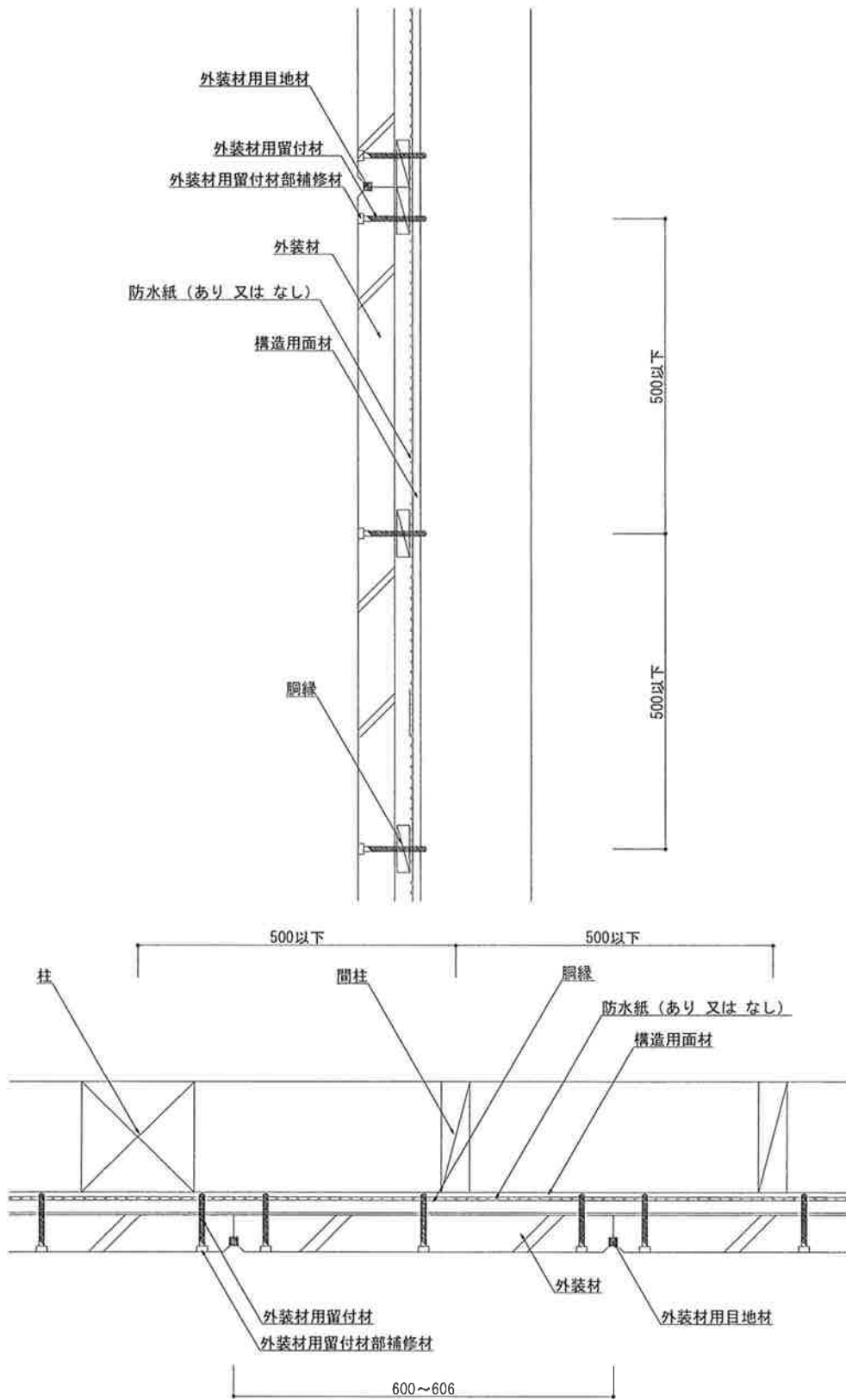


図2 構造説明図 (水平垂直断面詳細図・胴縁取付仕様1・構造用面材あり・断熱材なし)

単位：mm

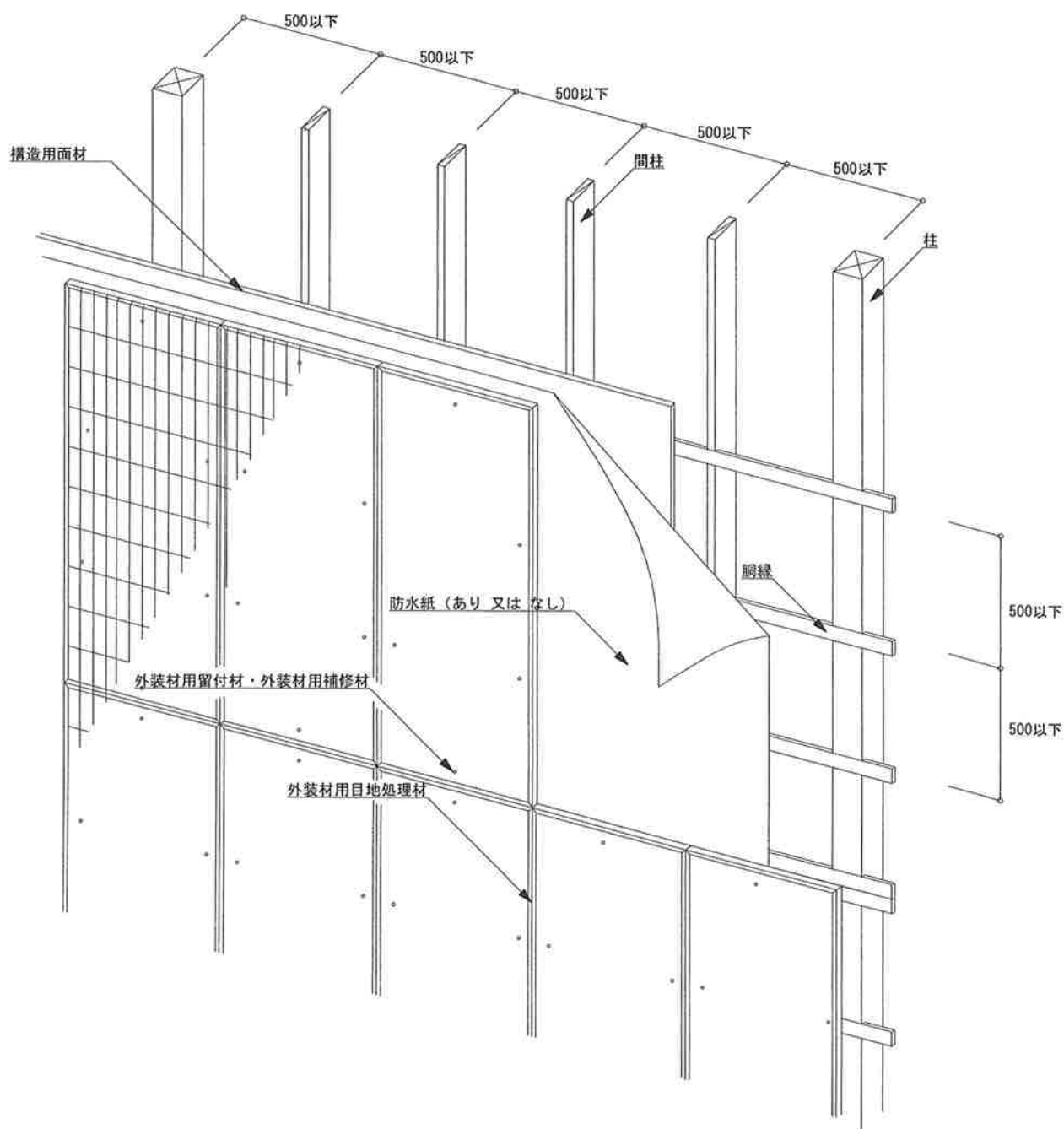


図3 構造説明図 (透視図・胴縁取付仕様2・構造用面材あり・断熱材なし)

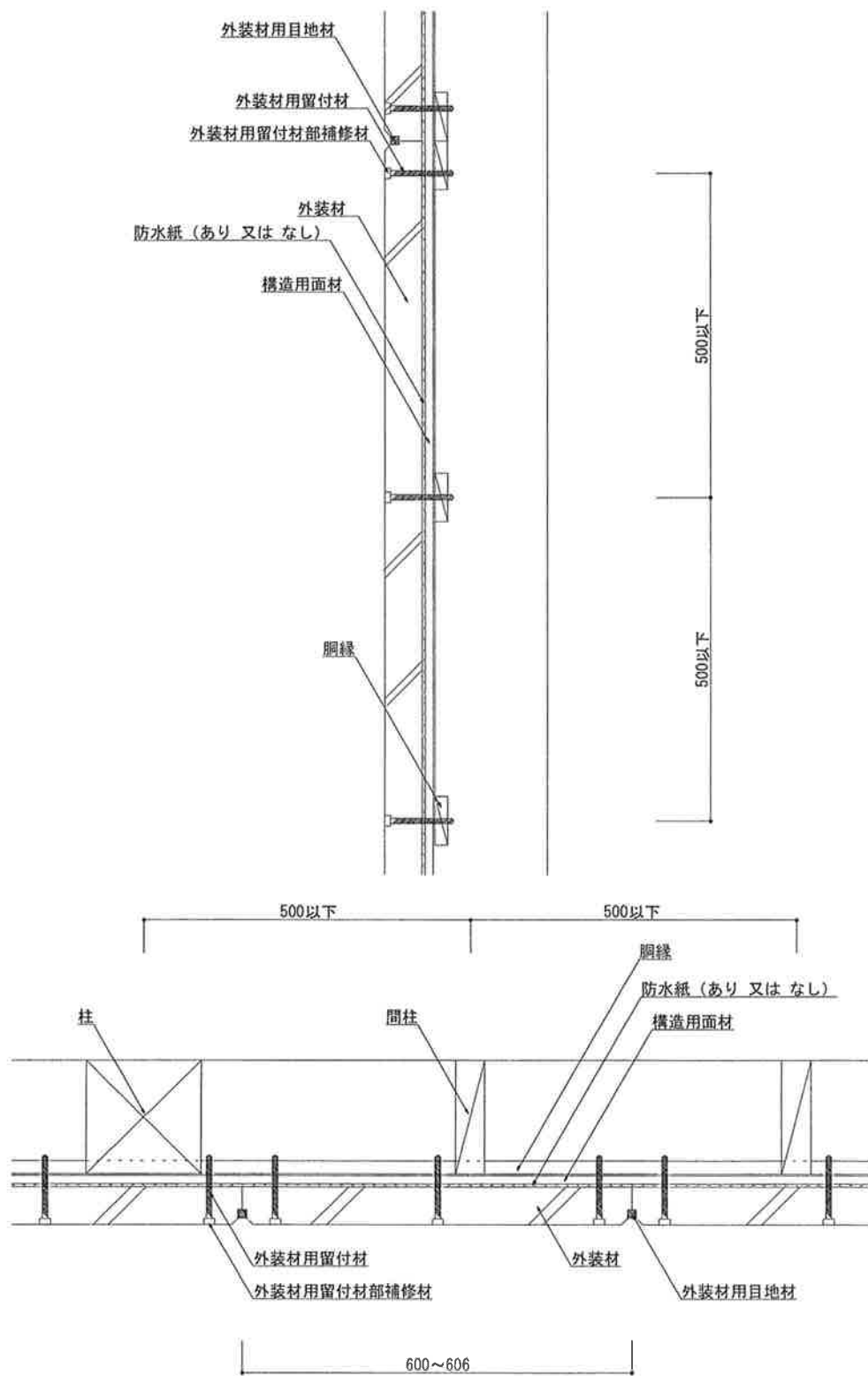
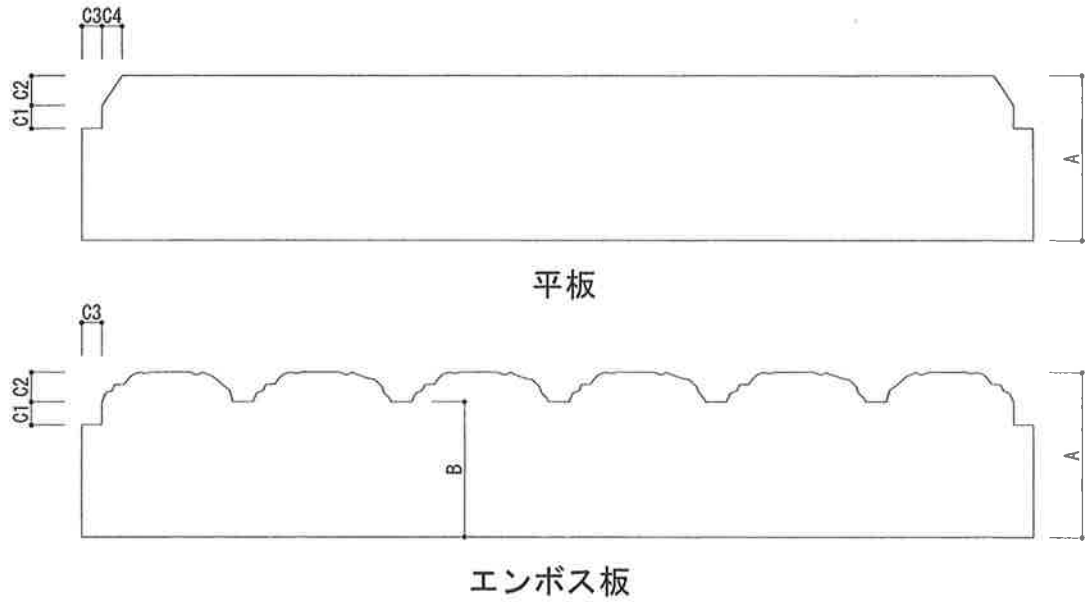


図4 構造説明図 (水平垂直断面詳細図・胴縁取付仕様2・構造用面材あり・断熱材なし)



<外装材の形状>

項目		標準値	許容差
外装材の厚さ : A		35mm以上50mm以下	±2mm
断面欠損部	溝部分の厚さ : B	29mm以上	
	端部切り 欠き部の 寸法※1	C1	7mm以下
		C2	6mm以下
		C3	3.5mm以下
		C4	4mm以下
容積欠損率※2	7.6%以下	±1.0%	

※1 裏面から35mm以下の厚さの部分における寸法。

※2 裏面から35mm以下の厚さの部分における(端部切欠き部を含む)容積欠損の割合。

図5 構造説明図

6. 施工方法：

施工は以下の手順で行う。

(1) 下地

柱及び間柱は反り曲がりのないものを土台の上部に垂直に使用し500mm以下の間隔で取り付ける。

(2) 構造用面材の取り付け

構造用面材は、構造用面材用留付材を用いて柱もしくは間柱の表面に取り付ける。

(3) 防水シートの張付け

防水紙を張付ける場合は、重ね代を縦90mm以上、横90mm以上とり、防水紙用留付材を用いて仮留めする。なお、張付ける際にはたるみ、しわのないように張付ける。

(4) 胴縁の取り付け

胴縁は胴縁用留付材を用いて柱または間柱に取り付ける。

胴縁の取り付け方法は構造説明図に示す取付仕様1と取付仕様2がある。

(5) 外装材の取り付け

- ・ 外装材の張り方は、縦張りとする。
- ・ 外装材の留付けは、外装材用留付材を用いて胴縁に取り付ける。
- ・ 端部留付位置は外装材端部より30mm以上内側の位置で、所定の位置に留付ける。
取り付けは、目地通りよく、不陸、目違い等のないように行う。
- ・ 外装材相互の目地処理は、外装材用目地処理材を隙間が生じないように密に充てんする。
- ・ 外装材固定用留付材の頭部は、外装材表面より7mm以上の深さまで打ち込み、打ち込んだ凹部は、外装材用取付材部補修材を用いて充てんし、補修する。

【留意事項】

内装材を用いる仕様は、範囲外とする。